

リフノス「シンボルツリーの灯」プロジェクト協賛規程

(目的)

第1条 この規程は、リフノス「シンボルツリーの灯」プロジェクト（以下、「当プロジェクト」という。）がうける協賛金等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「協賛金等」とは、当プロジェクト活動の支援のため、企業、団体、又は個人（以下、「企業等」という。）から提供される支援金（物品等を含む）（以下、「協賛金」という。）をいう。なお、協賛金の金額（金銭以外の物品等の場合はその価額）は、原則として金5万円以上とする。

(協賛特典)

第3条 協賛を行なった企業等（以下、「協賛者」という。）の特典を各号のとおりとする。

- (1) 利府町文化交流センターのホームページ等の媒体に当プロジェクトを広報する際、協賛者の名称を掲載すること。
 - (2) 当プロジェクトの「点灯式」会場において、協賛者の名称紹介をすること。
 - (3) その他、利府町文化交流センター指定管理者である利府みらいクリエイティブ（以下、「RMC」という。）が、協賛者に認めることが適当と判断した内容。
- 2 RMC は、前項に規定する協賛特典以外に、協賛金等の金額その他の事情を勘案し、必要に応じ、協賛者と協議の上で協賛特典を追加することがある。
- 3 本条に基づく協賛特典の有効期限は、前項に準じて協賛者と協議の上で、RMC が決定するものとする。

(協賛の申込)

第4条 RMC の活動及び当プロジェクトに賛同した企業等が協賛を申し込む場合は、RMC 所定の協賛申込書を提出するものとする。

(協賛の承諾等)

第5条 協賛の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。

- 2 前項の承諾決定に際し、申込者から協賛を行う条件として、RMCの負担に関わる条件が付されている場合は、RMCにおいて協議するものとする。
- 3 前項に該当する場合において、RMCの承認を得られなかった場合、又は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。
 - (1) 法令に違反する場合、又は、その恐れがある場合
 - (2) 申込者又はその役員、従業員等が反社会的勢力に属する場合、もしくはそれらの活動が、RMCの目的又は事業と相反するものと判断される時
 - (3) 協賛の受け入れにより、利府町文化交流センター及びRMCの運営、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、または当プロジェクトの目的の達成に資するものではないと判断される場合
- 4 協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

(協賛金の納付)

第6条 協賛金の申込みを承諾したときは、利府町文化交流センター公民館・文化会館窓口にて受領するものとする。

- 2 協賛金を受領したときは、協賛者に受領証を交付し礼状を送付するものとする。
- 3 協賛金を現金で受領する場合は、受領の際に受領証を交付する。
- 4 前条第2項及び第3項の規定に該当したいことが明らかであり、かつ、現金で納付する場合は、協賛申出者の希望により第5条第1項の協賛承諾の通知を省略することができる。

(協賛金等の使途)

第7条 協賛金は当プロジェクトに要する経費に充て、その他の目的には使用しない。

(協賛の取り下げ)

第8条 協賛者が自己の都合により協賛を取り下げの場合、納付済みの協賛金は原則として返還しない。

- 2 協賛者が、協賛者の責めに帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金の未使用分を当該協賛者に返還する。
- 3 前項の規程により返還する協賛金には利子を付さない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、RMCが別途定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、RMCの協議を経ておこなう。

附則 この規程は、2022年4月1日に制定し、同日から施行する。